

蒲郡市庁舎通話録音装置賃貸借業務仕様書

- 1 業務名
蒲郡市庁舎通話録音装置賃貸借
- 2 業務場所
蒲郡市旭町17番1号
- 3 業務期間
賃貸借による7年（令和8年7月1日から令和15年6月30日まで）
本件は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。
- 4 機器仕様
 - (1) 基準機器名
トビラシステム製 トビラフォン Biz3 TBA-1020A-32-7Y-SJ
 - (2) 収容回線
現在利用中のNTT西日本のひかり電話（ONU）と電話交換設備（日立製 CX-01V
3）との間に設置できること。
 - (3) 要求機能

ア 対応チャンネル数		32ch
イ 通話録音時間	最大	18,750時間
	履歴	15万件
ウ 録音告知アナウンス		可能
エ 迷惑電話/迷惑FAX自動ブロック機能		可能
オ 迷惑電話フィルタ機能	最大	1万件登録
カ 留守番電話機能		可能
キ Web設定		可能
ク IVR機能（AI音声対応）		可能
- 5 設置に関する事項
 - (1) 既存事業者との連携
当該機器の設置に際しては、NTT西日本と電話交換機設備事業者と協力して設置作業を進めること。

(2) トビラフォンシステムへの接続環境

トビラフォンシステムへの接続環境は当市にて準備しますので、ルータまでの配線をお願いします。

6 保守に関する事項

(1) 設置後の保守

トビラシステムの保守規定に沿うため、保守連絡先等の情報を提供すること。

7 その他重要事項

(1) 機器設置後、機器の取扱い方法について十分な説明を実施すること。

(2) 賃貸借料は実績に基づき年2回払いとする。

(3) その他記載されていない事項については、協議の上決定するものとする。